

鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業 特定事業の選定について

鯖江広域衛生施設組合は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」第7条の規定に準じ、鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定に準じて、その客観的評価の結果を公表します。

令和3年9月24日

鯖江広域衛生施設組合
管理者 佐々木 勝久

鯖江広域衛生施設組合
新ごみ焼却施設等整備・運営事業
特定事業の選定について

令和3年9月

鯖江広域衛生施設組合

目 次

第1章	事業概要	1
1	事業の目的	1
2	事業の内容	1
3	施設の概要及び規模	1
第2章	組合が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価	3
1	評価方法	3
2	組合の財政負担見込額による定量的評価	3
3	DBO方式で実施することの定性的評価	4
4	民間事業者に移転するリスクの評価	4
5	総合的評価	5

第1章 事業概要

1 事業の目的

本組合は、昭和61年4月に鯖江クリーンセンター（ごみ焼却施設）、平成3年4月に汚泥処理施設、平成5年4月に粗大ごみ処理施設を稼働し、現在に至るまでの間、構成市町より発生するごみ及び下水汚泥を適正に処理してきたが、どの施設においても稼働開始から25年以上が経過しており、経年的な老朽化が進行している状況にある。

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である新ごみ処理施設等の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するためのエネルギー回収を進めることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工及び運営に係る業務を事業者が一括して行うDBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

本組合は本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（構成員の出資により、本事業の運営業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社、以下、「運営事業者」という。）が、本組合の所有となる本施設の設計・施工業務、運営業務に係る本事業を一括して行うものとする。

また、本組合は、本施設を35年程度にわたり使用する予定であり、事業者は35年程度の使用を前提として整備および運営を行うものとする。

なお、本施設の設計・施工業務については、廃棄物処理施設整備交付金及び社会資本整備総合交付金の対象事業として実施する予定である。

(2) 事業期間

ア 事業期間	：	事業契約締結日の翌日から令和28年3月31日まで
イ 設計・施工期間	：	事業契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
ウ 運営期間	：	令和8年4月1日から令和28年3月31日まで
（運営準備期間	：	事業契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで）

3 施設の概要及び規模

(1) 事業用地

ア 所在地	：	福井県鯖江市西番町第15号11番地
イ 敷地面積	：	事業用地面積 約1.2 ha
ウ 地域地区等		
（ア） 都市計画	：	都市計画区域内
（イ） 用途地域	：	指定なし
（ウ） 防火地域	：	指定なし
（エ） 高度地区	：	指定なし
（オ） 建ぺい率	：	60%
（カ） 容積率	：	200%
（キ） 緑化率	：	緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上
（ク） その他	：	特になし

(2) 対象施設の概要

施設の種類	概 要	
焼却施設	処理方式	流動床式焼却炉
	処理能力	98 t / 日 (49 t / 24 h × 2 炉)
	処理対象物	可燃ごみ、破碎可燃物、破碎不燃物（鯖江市内及び越前町内から排出されたものに限る） 下水汚泥
粗大ごみ処理施設	処理方式	粗大ごみ、不燃ごみ：破碎、選別 粗大ごみ（ふとん、畳、剪定枝等）：切断 有害ごみ（スプレー缶）：破碎
	処理能力	20 t / 5h
	処理対象物	粗大ごみ、不燃ごみ、有害ごみ（スプレー缶）（鯖江市内及び越前町内から排出されたものに限る）
汚泥処理施設	処理方式	（必要に応じ前処理後）炉内直接投入
	処理能力	事業者提案
	処理対象物	下水汚泥

第2章 組合が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

1 評価方法

- (1) 組合は、組合が直接、本事業を実施する場合と比較して、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。
- ア 組合の財政負担見込額による定量的評価
 - イ DBO方式として実施することの定性的評価
 - ウ 事業者に移転するリスクの評価
 - エ 上記による総合的評価
- (2) 組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2 組合の財政負担見込額による定量的評価

- (1) 組合の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を組合が直接実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、組合が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	組合が直接実施する場合	DBO方式で実施する場合
財政負担見込額の主な内訳	①設計・建設費 ②維持管理費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤発注支援費用 ⑥公共人件費 ⑦リスク調整費	①設計・建設費 ②維持管理費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤SPC開業費 ⑥SPC経費 ⑦公租公課 ⑧アドバイザー費用 ⑨モニタリング費用 ⑩公共人件費
共通の条件	①事業期間：約23年7ヶ月（設計・施工期間：約3年7ヶ月、運営期間：20年間） ②割引率：1.0%/年 ③物価変動率：見込まない	
資金調達に関する事項	循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づき設定	同左
施設整備に関する事項	民間事業者に対する見積徴収の結果を精査して設定した設計・建設費	同左
維持管理に関する事項	民間事業者に対する見積徴収の結果を精査して設定した維持管理費	同左

(2) 組合の財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、組合が直接実施する場合の財政負担見込額を100とし、指標により比較を行った。

	財政負担の比較
組合が直接実施する場合	100.0
DBO方式で実施する場合	95.4

3 DBO方式で実施することの定性的評価

本事業をDBO方式で実施する場合、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等の活用による定性的評価としては、次の効果が見込まれる。

(1) 効率的かつ良質な維持管理の実施

本施設の設計・施工、運営の各業務を一括して性能発注することにより、維持管理の方針と整合した施設の設計・施工を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。特に、運営業務については、施設の設計に運営者の意見が反映されることにより、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の維持管理の実施が可能になると考える。

(2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化

これまで単年度契約により個別発注していた運営業務を長期的かつ包括的に委託することから、民間事業者は複数年度にわたる業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能になると考える。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、組合と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になると考える。民間事業者に移転するリスクの評価については、「4 民間事業者に移転するリスクの評価」に示す。

4 民間事業者に移転するリスクの評価

DBO方式で実施する場合は、組合が直接実施する場合に組合が負担するリスクの一部を民間事業者に移転して実施する。

DBO方式で実施する場合に民間事業者が負担するリスクは、民間事業者が組合よりも効果的かつ効率的に管理可能であり、民間事業者が有するリスクコントロール及びリスク回避のノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考える。

主に、以下に示すリスクについては、事業者のリスク管理能力を活かすことができ、サービスの質の向上を図ることができると考える。

(1) 設計・施工段階におけるリスク

ア 測量・地質調査に関するリスク

イ 施設の設計・施工に関するリスク

(2) 運営段階におけるリスク

- ア 要求性能の未達に関するリスク
- イ 施設の損傷に関するリスク
- ウ 運営コスト増大、補修費用の平準化に関するリスク
- エ 周辺環境等の保全に関するリスク

5 総合的評価

本事業は、DBO方式にて実施することにより、組合が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた組合の財政負担見込額について、4.6%の縮減を期待することができるとともに、公共サービス水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条の規定に準じて特定事業として選定する。

担 当 課	: 鯖江広域衛生施設組合 管理課
住 所	: 〒916-0006 福井県鯖江市西番町第15号11番地
T E L	: 0778-51-2406
F A X	: 0778-51-4685
電 子 メール	: info@sabae-koikieisei.jp
ホームページ	: https://www.sabae-koikieisei.jp/

以 上